JAだよりおおがた
Ogata
2
FEBRUARY
2017 No.523

特集 国が支える 安心が大きくなる 農業者年金 04

青年部・台湾研修（行政院農業委員会の前にて）

今月号の主な内容

02 表紙紹介・あぐりプラザ情報・健康百科
03 女性部活動だより
06 今月のいちおし情報
08 おぉがたな話題
09 インフォメーション・理事会報告・青年部活動報告と予定
10 初めてのお誕生日・フォトニュース

JAグループ秋田キャッチフレーズ
いいねをいっぱい届けたい
JA大潟村

JAだよりおおがた
Ogata
2
FEBRUARY
2017 No.523

表紙のご紹介

「青年部と小林組合長、台湾の要人と会談」

1月15～19日の日程で、青年部の6人が、台湾での研修旅行に参加しました。

18日は、研修に合流した小林肇組合長と共に、台湾の農林水産大臣にあたる、行政院農業委員会の曹啓鴻主任委員と会談しました。

前列左から3人目が小林肇組合長、左から4人目が台湾の農林水産大臣にあたる、行政院農業委員会の曹啓鴻主任委員です（表紙とこちらは、同行した営農支援課・齊藤究職員提供写真です）

あぐりプラザトクトク情報

★今月の特売日
頑張れ受験生!!応援セール♪
2月23日㈭・24日㈮

★ポイント3倍デー
2月28日㈫

お知らせ

★3月5日（日）まで日曜日は定休日となりますのでお間違えのないようにお願い致します。

★3月6日（月）から営業時間が変わります
AM 8：30 ～ PM 7：00

お問い合わせは生活課（45－2214）まで。

健康百科

腰痛とストレッチ

佐久総合病院名誉院長
松　島　松　翠

同じ姿勢を取り続けたり、運動不足で筋肉を動かさずにいると、「腰痛」「肩凝り」「疲労」「頭痛」などが生じます。こうした痛みを予防したり、凝りをほぐすためには、筋肉や関節を伸ばすストレッチが有効です。

ストレッチとは「伸ばす」という意味ですが、筋肉や関節に強い痛みがある場合、最近手術を受けたとか、脳出血や脳梗塞などの脳血管障害を起こしたことがある場合には、まず主治医に相談してください。

腰痛の場合、どんなストレッチ体操が良いかというと、一つは股関節や腰、背中を伸ばすストレッチで、「足裏で合掌ストレッチ」というのがあります。

これは、床に座って膝を曲げ、体の前で足の裏を合わせるようにし、両手で足先を持ちます。背筋を伸ばしたまま、右膝の方にゆっくりと前屈し、10秒間静止してから元に戻ります。同様に左側でも行います。膝や関節が痛い場合には無理に行いません。

もう一つ、腸腰筋や太ももの裏側の筋肉を伸ばす「膝抱えストレッチ」というのがあります。

あおむけになり、左の膝頭を両手でゆっくりと胸に引き寄せます。10秒間静止してから、ゆっくりと元に戻します。右脚でも同様に行います。

腰痛のある人には、腰の骨と太ももの骨をつなぐ「腸腰筋」が常に緊張状態にあり、背骨の腰の部分が反り過ぎている人がいます。ストレッチで腸腰筋をほぐすと、背骨の反りがやわらぎ、腰痛の改善に効果があります。

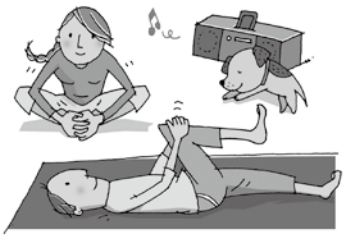

分からない点は、整形外科を受診し、専門医から指導を受けてください。

第391号

女性部「活動だより」

☆これからの行事予定

◎３月２日（木）
婦人会・ＪＡ女性部総会　午前９時～
（２ポイント）

★男鹿のわかめ購入世話グループについて

今年も男鹿のわかめをお願いしたいと思います。一緒にお世話してくださる方を募集しています。
小澤美智子（TEL：45-2306）までご連絡ください。

★平成29年度 野菜栽培活動グループ（フレッシュ）へのお誘い

女性部では干拓博物館の裏にある学校菜園跡地を村からお借りしています。今年も３月から、野菜の栽培と販売の勉強をしますので、参加者を募集します。昨年は、一年目の栽培品目に加え新しく、スイカ、サツマイモ、大豆に挑戦しました。今年も、ＪＡ営農支援課のご協力を頂きながら、色々な野菜に挑戦できればと思います。モットーは『楽しく勉強』です。初心者の方も大歓迎です。３月２日までに事務局のＪＡ生活課・木村さんまでお申込みください。
お問い合わせは代表・栢森慶子（TEL：090-2607-6911）か、ＪＡ生活課・木村環（TEL：45-2214）まで。

★活動報告と各種会議報告

◎豆腐作り体験の受け入れ（12月４・５日）

ＪＡ大潟村女性部の活動を知ってもらい、近隣地域の交流と、加工センターの利用促進になればと、執行部が行いました。
12月４日は井川町婦人会から９名、５日は八郎潟町から21名参加していただき、できあがった豆腐やおからを大変喜んでもらいました。
健康館で昼食をとりながら（もちろんできたて豆腐も）、お互いの情報交換など、にぎやかに交流しました。（山本嘉子記）

◎油揚げ作り講習会（12月７日）

前日の豆腐作り講習会に続き、揚げ用に作った豆腐を使い講習会が行われました。加工部の石山さんと工藤さんのご指導のもと、15人でワイワイ楽しく作りました。

揚げ用豆腐の水切りの重しのことや時間のこと。揚げ用鍋を２つ並べて温度の低い方で丁寧に揚げ、高い方の鍋に移してさらに揚げること。難しくはありませんが、おいしい揚げのためには何度か試してみるといいと思います。市販のものとは一味違い、レパートリーも広がり、主役にもなります。
機会がありましたらぜひ一緒に作ってみませんか。（浅沼トク子記）

◎議会傍聴（12月８日）

ご存知のように村の女性議員は現在３人と、全体の25パーセントを占めます。このような割合の議会は稀で、意を決し挑んだことに敬意を表します。当選されたおかげで議会がより身近に感じられるようになりました。
南秋婦人会正副会長会のために集まった南秋の役員10人と一緒に傍聴しました。
一般質問では、私たちが疑問をぶつけた議員の質問に村がどのように答えるかなど、自然に議会に関心を持ちます。女性議員が増えたことを生かせるよう、今がチャンスとばかりに、いろいろなことにかかわってみるのもいいかもしれませんね。
（浅沼トク子記）

◎大潟神社　歳旦祭（１月１日）

午前１時に初詣の参拝者が見えているなか、村長、ＪＡ組合長はじめ各団体の代表の皆様が出席して平成29年歳旦祭の神事が執り行われました。今年も安寧の年でありますよう祈念しました。（古谷せつ記）

◎パソコン教室（１月５・６日）

お正月明けのダラーッ…としたい気分にカツを入れ、初心者パソコン教室に参加しました。
私は今回が初めてでしたが、ベテラン生徒さんたちは慣れたもので、専門用語が普通に飛び交う状態でした。「一本指打法」から１ミリも進歩のない私は青ざめました。
しかし長年鍛えた心臓のおかげで、焦ることも落ち込むことも全くなし。そしてＩＴ女子たちは優しいイケメン講師陣を容赦なくつかまえ、各々まことにマイペースにパソコン遊びをさせていただいたのでした。
参加者のレベルや多様な要望に対応していただき、あらためて「大潟村は自由だ！」と実感できた２日間でした。新年良いスタートを切れました。皆さん、今年も元気にいきましょうね！　（Ｍ・Ｔ記）

◎ＪＡ助け合い組織研修会、福祉セミナー（１月16日）

県内各ＪＡで福祉活動している会員約160名が参加し、秋田市文化会館で開催されました。大潟村からは「ゆずり葉」等から４人参加しました。
午前の部では、秋田県の介護保険の現状や今後について、また、ミニディサービスを地域でやっている事例報告がありました。午後からは体幹バランスの重要性や介護予防の体操など指導してもらい、実技や体力測定などで汗を流しました。
これからの「地域の茶の間」などに役立てる研修になりました。（山本嘉子記）

特集

国が支える　安心が大きくなる

担い手積立年金

［愛称］

農業者の皆様の老後を支える政策年金「農業者年金」。生活の安定だけでなく、担い手の育成･確保を進める視点からも､充実した魅力ある制度となっています。今回はこの「農業者年金（愛称・担い手積立年金）」についてご紹介します。

39歳までの農業者の皆さん、農業者年金の政策支援加入で将来の安心を！

政策支援

農業者の担い手には、手厚い政策支援（保険料の国庫補助）があります。
国民年金第１号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

① 39歳までに加入
② 農業所得が900万円以下
③ 認定農業者で青色申告者等（下表） を満たせば受けられます。

保険料の国庫補助対象者と補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円（５割）	6,000円（３割）
2	認定就農者で青色申告者	10,000円（５割）	6,000円（３割）
3	区分１又は２の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円（５割）	6,000円（３割）
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、３年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円（３割）	4,000円（２割）
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分１の者となることを約束した後継者	6,000円（３割）	—

※国庫補助額は月額保険料月額２万円で固定に対する補助額（割合）です。
※区分３及び区分５の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。
※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。
※区分１～５のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分（国庫補助額が減額になることがあります。）又は通常の保険料への変更が必要です。

- 政策支援を受けられる期間は最長20年間です。（35歳以上の支援は最長で10年間です。）
- 国庫補助を受けている間の保険料は月額２万円（国庫補助額を含む）で固定され、加入者が負担する保険料は、２万円から国庫補助額を差し引いた額になります。
- 国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は通常の保険料（月額２万円～６万７千円の間で千円単位で選べ、変更も自由です。）になります。

女性農業者の皆さん、あなた自身の年金を！

老後の備えは万全ですか？

現在65歳の農業者年金受給者の平均余命は、男性が22年（87歳）、女性が27年（92歳）です。女性の老後は男性以上に長い道のりです。（日本人の平均余命は、男性84歳、女性89歳となっており、農業者年金受給者の平均余命の方が長くなっています。）
女性農業者の長い老後をしっかりサポートします。

農業者の老後の生活の収入は、国民年金＋農業者年金が基本です！

国民年金の支給額は月額最高６万５千円、夫婦お二人で約13万円です。
一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で23万８千円が必要となるデータがあります。
⇒月額約10万円不足！
国民年金の不足分をしっかりカバーします。

農業者年金の加入には農地の権利名義は要りません。

ご主人だけが農業者年金へ加入していたとしたら、先にご主人が亡くなった時、あなたの老後の支えは国民年金だけになってしまいます。
一人一人の備えが大切です。
自らの力で老後に安心を！

家族経営協定を結べば保険料の国庫補助も受けられます。

認定農業者で青色申告をしている方と家族経営協定を結んで農業経営に参画している配偶者も保険料の国庫補助が受けられます。
女性の農業経営への参画をしっかり応援します！

農業者年金に夫のみ加入した場合と夫婦で加入した場合の比較

夫と妻は同年齢で、農業者年金へは30歳で保険料月額２万円で通常加入し、
農業者年金受給者の平均余命（男性87歳、女性92歳）まで生存するとして比較

	65歳～ 87歳の年金額（夫婦）	88歳～ 92歳の年金額（妻のみ）
ケース1 農業者年金に夫のみ加入	●**国民年金** 夫：月額６万５千円　妻：月額６万５千円 計：月額13万円 ●**農業者年金** 夫：月額４万３千円	●**国民年金** 妻：月額６万５千円 ●**農業者年金** なし
	合計：月額17万３千円	**合計：月額６万５千円**
ケース2 農業者年金に夫婦で加入	●**国民年金** 夫：月額６万５千円　妻：月額６万５千円 計：月額13万円 ●**農業者年金** 夫：月額４万３千円　妻：月額３万７千円 計：月額８万円	●**国民年金** 妻：月額６万５千円 ●**農業者年金** 月額３万７千円
	合計：月額21万円	**合計：月額10万２千円**

※農業者年金の資産額については、65歳までの運用利回り2.5%、65歳以降の予定利率は0.50%として行っています。
※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、平成28年度は0.50%となっています。
※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

さらに詳細な内容やご相談については、ＪＡ大潟村（金融課）Tel：**45－2211**にお問い合わせ下さい。

お借入金額　1,000万円以内

固定金利型、年利：**1.60%**（保証料込）

キャンペーン期間
H28年11月2日～H29年4月28日

ＪＡマイカーローンのご案内

マイカーローン商品概要

ご利用いただける方	年齢が満18歳以上75歳未満で、当ＪＡの組合員であること。 また、最終償還時の年齢が80歳未満であること。
お使いみち	自動車等の購入および関連資金
お借入金額	1,000万円以内
お借入期間	６ヶ月以上10年以内
ご返済方法	元利均等の年払いまたは月払いとします。
担保	秋田県農業信用基金協会の保証をご利用頂きます。
金利	店頭金利　年 2.4%から

キャンペーン期間中
▲0.50適用

固定金利型、年利：**1.90%**（保証料込）

キャンペーン期間
H29年１月６日～４月28日

当ＪＡにお気軽にお問い合せください。　お問い合わせ先　経営課　☎45－2211

ＪＡ教育ローンのご案内

教育ローン商品概要

ご利用いただける方	高校・高専・短大・大学等に就学予定または就学中のご子弟がおられる当ＪＡの組合員の方。
お使いみち	就学、ご子弟の入学金、授業料、学費および生活に必要な資金とし、お使いみちが確認可能なものとします。（生活資金は下宿代、アパート代等とします。）
お借入金額	**1,000万円**以内とします。
お借入期間	15年以内とします。（在学期間は据置することができます。）
ご返済方法	元利均等の年払いまたは月払いとします。
担保	秋田県農業信用基金協会の保証をご利用頂きます。
金利	店頭金利　年 1.81%（国の教育ローンと同等の金利）から

キャンペーン期間中
▲0.21適用

ＪＡ住宅ローン ～金利改正のご案内～

固定変動選択型（保証料別）

H29年２月15日現在

3年 固定金利	優遇利率 年0.70% 店頭金利 1.75%	当初固定金利適用期間終了後も その時点の店頭金利から **年1.0%引下げ**（団体信用生命共済付）
5年 固定金利	優遇利率 年1.00% 店頭金利 1.95%	
10年 固定金利	優遇利率 年1.10% 店頭金利 2.55%	

優遇金利適用条件

① ＪＡカード
② 給料振込・年金振込・農産物代金振込
③ 各種公共料金３項目以上

※①は必須、②・③はいずれかを満たすことが優遇金利対象になります。

新築・リフォームなど、住宅に関するさまざまな用途にご利用いただけます。

※詳しい内容のご相談については、当ＪＡ経営課相談スタッフがお待ちしておりますので、

おおがたな話題

第２回　次世代の基盤づくりは？

大潟村は近代日本の干拓開拓の成功物語として語られる。私もそう思う。戦後日本に全国をリードし全国の仲間とともに稲作専用大型機械化農業を作り上げてきた。そして米の世界が市場化される中で消費者との関係性を活かした販売やマーケティングにおいて成功を収めてきた。だが、その成功を支えた米単作農業はこれからも通じるのだろうか。力強さの反面、危うさを感じる。背景には、コメ消費の長期減退傾向や国際化・グローバル化など多数の要素がある。

そこで村の人たちに問われるのは、個別経営・個々人のレベルと地域レベルでの二つの取り組みではないか。個別農家のレベルでは、大潟村には、幸い、米という基盤がある。当面の家計はそれで支えることができる。経営継承が相次ぐことは喜ばしいことだが、問題はその次だ。あえて親とは別の口座を設け、米を離れて事業を起こして生計を立ててみせる！という若者はどれだけ出てきているのだろうか。

もう一つは、地域レベルの取り組みだ。2008年２月、大潟村農協が村の平均的農家の試算を試みたとき、販売金額約２千万円（水張面積14.5ha、米1俵販売単価14,500円）での農業所得が必要家計費650万円トントンだった。それ以来、どんな対策が取られているのか筆者はよく知らないが、2018年度から国が米の生産調整と助成金を止めるといういまこそ、農協と村の関係機関・関係者が手を携えてマスタープランを打ち出し、役割分担を明確にし、次世代の基盤づくりをするときだと思う。そんなこと、とっくにできている？　〈つづく〉

秋田県立大学 名誉教授
佐藤　了

（さとう　さとる）
1949年秋田県生まれ。北海道大学大学院農学研究科博士課程単位取得。農林省農事試験場、農林水産省農業研究センター、東北農業試験場で試験研究に従事。1997年に秋田県立農業短期大学教授に就任。秋田県立大学生物資源科学部教授、学部長を経て、2014年３月定年退職。専門は農業経済と地域計画。

収入保険制度に関するお知らせ

政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行なっている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、**平成29年３月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出**する必要があります。

この申請を行なえば、平成29年分の所得から、青色申告を行なうことができます。（申告時期は平成30年２～３月）

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、税制上のメリットもあります。

基準収入が1,000万円の農業者が補償限度９割（８割が保険方式＋１割が積立方式）、支払率９割を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金

保険料は、　7.2万円
積立金は、22.5万円
合　計　29.7万円

【補塡金額】

収入減少の程度（当年収入）	補塡金の合計	保　険　金	積　立　金	補塡金を含めた当年収入（対基準収入）
30%（700万円）	180万円	90万円	90万円	880万円（88%）
50%（500万円）	360万円	270万円	90万円	860万円（86%）
100%（　0万円）	810万円	720万円	90万円	810万円（81%）

◆お問合わせ先　東北農政局秋田県拠点地方参事官室（秋田市山王７丁目１番５号　TEL 018-862-5611）

Information

青申会より確定申告相談のご案内

平成28年分所得税と消費税の確定申告相談の受付を下記日程で行います。事務を円滑に進めるため、今年も会員の皆様ごとに相談日を設定させていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。なお、相談日については案内を送付済みです。変更希望等ありましたら、青色申告会（45-3633）までご相談下さい。

◎会場：青色申告会事務所（ＪＡ会館２階）
※ＪＡ会館正面入口（あぐりプラザ側）および職員専用通用口からは出入りできません。お手数ではございますが、正面入口（南側）および役場側入口をご利用ください。
◎期間：２月６日（月）～３月７日（火）
◎時間：午前８時40分頃～11時／午後１時～４時

※土・日・祝日は休業とさせていただきます。

青年部 活動報告と予定

随時部員を募集していますので、興味のある方はぜひＪＡ大潟村営農支援課（TEL：45-3033）までご連絡ください！

●活動報告

１月15～19日　台湾研修旅行
２月３日　村議会との懇談会
２月５日　ふるさと祭り
（１日、４日　かまくら作り）
２月９日　農機具メーカーとの懇談会
２月21日　総会資料作り

●活動予定

２月27日　総会

五城目警察署からのおしらせ
スリップ事故の防止

４つのゆを意識して、スリップ事故を防止しましょう。

- ゆっくり　～スピードは控えめに～
- ゆったり　～車間距離は十分に～
- ゆとり　～「急」のつく運転は厳禁～
- ゆだんたいてき　～油断大敵～

五城目警察署　TEL 018-852-4100

ＪＡ大潟村の概況　29年１月末現在

貯　金…279億2,574万円　正組合員数……1,117名
貸出金…　88億7,250万円　准組合員数……　38名
出資金…　9億3,605万円

理事会報告

12月27日開催

報告事項
- 業務報告（11月末事業実績等）
- コンプライアンス委員会報告
- 自主検査要領の一部改正について
- 自主検査実施報告書・チェックリストの一部改正について
- 組織会計事務取扱要領の一部改正について
- 反社会的勢力等への対応に関する規則の一部改正について
- 安全衛生委員会報告
- ストレスチェック実施要領
- 店舗事業改革プロジェクト委員会報告
- 貸出金等に伴う担保評価および処分可能見込額の決定について
- 外国口座税務コンプライアンス法対応要綱の一部改正について
- 事業団格納庫用地分譲事業にかかる進捗状況等報告について

議　案

第64号　平成28年度上半期監事監査意見書に対する回答について
第65号　平成28年度水稲初中期一発処理除草剤特別価格対策の支出について
第66号　土地造成工事に伴う工事請負変更契約書の締結について
第67号　土地賃貸借契約について
第68号　就業規則の一部改正について
第69号　臨時従業員就業規則の一部改正について
第70号　店舗就業規則の一部改正について
第71号　給油所就業規則の一部改正について
第72号　職員育児休業規程の一部改正について
第73号　職員介護休業規程の一部改正について
第74号　職員給与規程の一部改正について
第75号　職員退職給与規程の一部改正について
第76号　正組合員加入申込について

その他
- ＪＡ大潟村ホームページのリニューアルについて
- 食のインフラ輸出に向けた招へい事業に関する業務支援について

１月27日開催

報告事項
- 業務報告（12月末事業実績等）
- コンプライアンス委員会報告
- 安全衛生委員会報告
- 店舗事業改革プロジェクト委員会報告
- ＡＬＭ委員会報告
- ＪＡ所有土地の分譲に関する説明会並びに抽選会の開催について

協議事項
- カントリーエレベーター公社よりの要望書に対する回答について
- 未利用地の今後の活用方針等について
- 複数組合員制について
- 大潟村へのコンビニ誘致事業について

No.220

初めての お誕生日おめでとう!!

大塚　弓豊（ゆみと）ちゃん

いつでも、どこでも、誰にでもニコニコ！
弓豊スマイルにみんな癒されます♪
でも、チラリとのぞく前歯には気を付けて！
ガブリと噛まれると痛いです…。

このコーナーに掲載希望の方はご連絡お待ちしております。　TEL 45－2211　広報担当

フォトニュース PhotoNews

貴重なご意見ありがとうございます

女性部・JA役職員との懇談会

JA大潟村と女性部は1月18日に懇談会を開きました。女性部が普段利用する機会の多いあぐりプラザへの要望をはじめ多くの意見が寄せられましたので、いくつかご紹介いたします。

Q. フードバンクの件で、店舗は早急に回収BOXを設置して良かった。実際どれ程食料品が集まり、何日毎に回収に来ているのか？

A. 1週間で回収BOXが2～3回満杯になる程集まります。回収日は1週間に1回程度です。

Q. 野菜等の生ものは回収BOXに入れられないが、回収しに来る日が分かれば、その日に持って行けば回収してくれると聞いた。回収日をお知らせする事は出来ないか？

A. 相手先の都合もあり、はっきりこの日だとはお知らせする事は難しいです。

Q. フードバンクの回収BOXに入れられた食料品を保管しておく等の作業が店舗の業務の負担になっていないか？

A. 店舗での回収・保管作業は、今はそれほど負担にはなっていません。

Q. 生活モニター会議で要望した「Aコープマーク品コーナー」を早急に設置し、「馬路村のゆずしぼり」も早速入荷してくれて良かった。

A. 出来る限りお客様からの要望は取り入れ、対応出来る事は早急に対応するよう心掛けています。仕入先等の関係により要望にお応えできない場合もありますが、わざわざ他店に足を運ばなくても良いよう、今後もお客様の声を取り入れたいと思っています。

Q. 店舗改革委員会での定休日新設等で、今年度の収支は実際どうなっているのか？

A. 定休日および営業時間の短縮で、人件費、水道光熱費等予想以上に削減されています。しかし、同時に売上等も予想以上に伸び悩んでおり、収益面もかなり苦戦しています。直近の仮決算見込みでも黒字ラインギリギリの見込みで推移している状況です。今年度は1円でもプラス収支になるよう、残り2ヶ月半しっかりと努力してまいります。

Q. 定休日に村民バレーボール大会があったが、おにぎりの注文、また店舗で買い物ができず不便だった。

A. 初めて試験的な定休日を設けたため、日曜日の村内行事の注文、買い物等の対応まで検討していませんでした。今後の課題として店舗改革委員会でも対策を検討します。

Q. 9時半開店は遅すぎるのでは？9時だと思って買い物に行った人がまだ開いていなかったので、他の店に買い物に行ったという話を聞いた。その分売上が他に流れているのではないか？

A. この度は試験的な営業時間の変更でしたので、このような意見も踏まえ、今後検討して行きたいと考えております。

Q. 店舗が3年連続赤字だとどうなるのか？例えば他のAコープのようにJAから切り離した店舗になってしまうのか？（子会社化、業務委託等）

A. 最悪の場合は減損会計の対象となり、他のAコープのように子会社化または業務委託等という事も考えられます。しかしそうなると他の購買部門（資材課、整備課、給油所）の営農事業費用の負担額が膨らみ、今度はそちらも赤字になる可能性が出てきます。そのような事から今後も店舗はJA直営で経営して行きたいと考えておりますので、3年連続赤字にはならないよう収支管理等徹底してまいります。

今後も皆様から意見をいただきながら、満足いただけるJA事業を目指してまいります。

貴重なご意見ありがとうございます